

認定職業訓練について

事業主等が従業員に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法の基準に適合し、都道府県知事の認定を受けたものを「認定職業訓練」といいます。認定職業訓練には、個々の事業主が単独で行う単独訓練と、複数の事業主や団体等が共同で行う共同訓練があります。

職業訓練の認定要件

◆訓練期間・時間数

- 普通職業訓練……職業に必要な技能・知識を習得させるための訓練
 - ・普通課程 1年以上で1,400時間以上の訓練
 - ・短期課程 6ヵ月以下で12時間以上の訓練

このほかにも、高度職業訓練など複数の職業訓練区分があります。区分によって期間・時間数の規程が異なりますので、詳しくはご相談ください。

◆訓練生数

- 単独訓練は総数で3人以上、共同訓練は1訓練科3人以上の訓練生が在籍していること

◆指導員の配置

- 原則として、職業訓練指導員免許の保有者が1人以上配置されていること

◆設備の整備

- 教室は訓練生1人当たり1.65平方メートル以上、実習場は訓練の必要に応じた広さを確保できること
- 訓練生の数等に応じて必要な教材、設備が整っていること

そのほか、運営面や計画性など総合的にみて職業訓練の持続性があると認められることが要件となります。

認定を受けるメリット

- ★人材育成の推進 教育訓練カリキュラムの作成を通じて、人材育成の基盤が整備される。
- ★イメージアップ 県の認定を受けることによる企業としての信用度の向上が期待できる。
- ★訓練生への優遇措置 技能検定試験の一部免除などの優遇措置が受けられる場合がある。
- ★補助金の活用 要件※を満たせば訓練経費の一部について補助を受けることができる。 等

※認定職業訓練事業助成補助金の交付要件

◆補助金交付対象団体

- 認定職業訓練を行う中小企業事業主、中小企業事業主の団体、認定職業訓練法人など

◆補助対象訓練（法令において講習等の実施が義務づけられている訓練は除く）

- 宮城県から認定を受けている訓練科・コースであること
- 単独訓練は総数で3人以上、共同訓練は1訓練科3人以上の訓練生が在籍していること

◆補助対象訓練生

- 原則として、中小企業事業主に雇用され、宮城県内の事業所に所属している雇用保険被保険者であり、かつ訓練後も宮城県内の事業所に所属することが見込まれる者であること
- 補助対象訓練を80%以上受講した者であること

そのほか、認定後の訓練実施状況等より、適確な遂行・管理能力があると認められることが要件となります。補助金の交付申請を御検討の際は、下記の窓口まで事前に御相談ください。

認定職業訓練に関するご相談・お問い合わせは

宮城県経済商工観光部産業人材対策課

022-211-2763 まで